

司法院釈字第382号（1995年6月23日）*

争 点

各級学校に在籍している学生が退学処分などの不利益処分を受けた後、学内のすべての救済措置を尽くしてから、なお救済を得ない者には、行政訴訟を提起させないことは、違憲するか。

(各級學校在校學生，在受到退學等不利益處分之後，於用盡校內所有之救濟措施，仍無法得到救濟者，不許其提起行政訴訟，是否違憲？)

キーワード

教育を受ける権利（受教育的権利）、裁判を受ける権利（接受裁判的権利）

解釈文：各級学校は、その学校の学則または懲罰規定により、学生に退学処分またはこれに類似する処分をしたことは、当該学生の身分が変更され教育を受ける権利が損なれことになるため、教育を受ける権利といった人民の憲法上の権利に重大な影響を与えることになる。このような処分は、訴願法及び行政訴訟法上の行政処分に該当するものである。処分を

受けた学生は、学内の救済措置を尽くした後も、なお救済を得られなかった場合、法により訴願と行政訴訟を提起することができる。行政法院 1952 年第 6 号判例（行政法院四十一年判字第六號判例）には、上記の趣旨に合わない部分は、これを援用すべきではないことになり、以て憲法が保障する人民の教育を受ける権利、及び裁判を受ける権利の趣旨に合致するこ

*翻訳者：李仁森

となる。

解釈理由書：国民の教育を受ける権利は、憲法に保障されるものである。憲法上の権利が不法に侵害された者は、憲法第十六条に定めた訴願及び訴訟の権利を行使し、最終的に司法機関の救済を受けることができること、その身分に影響を有するものではない。これは、すでに本院解釈第一八七、二〇一、二四三、二六六、二九五、二九八、三一二、三二三、及び三三八など各号の解釈の中で、公務員またはその他の身分を有する者が関与した各種類の訴訟事件について、度重ねて詳細に解釈された。

公立学校は、各級政府が法令により設置した教育機構であり、行政機関にあたる。私立学校は、私立学校法により教育行政の主務機関による許可を経て設立されたものであり、並びに公式印を作り公の授權を受けて使用するものであり、教育を実施する範囲内において、学生の募集、学籍の付与、並びに卒業または学位証書の頒布

などの権限を有するので、法律が特定の範囲内において公権力の行使が授与された教育機構である。そこで、上記の事項を取り扱う際に、行政機関にあたるものである。(本院解釈二六九号参照)。従って、各級公私立学校が学則または懲罰規定により、学生に行った退学処分またはこれに類似する処分は、学生の身分を変更しその教育を受ける権利を損なうことになり、このような処分は訴願法及び行政訴訟法上の行政処分に当り、またもはや憲法上の教育を受ける権利に重大な影響をもたらすことになった。人民が学生の身分で学校の処分を受けてから、行政争訟を提起しうるかについて、それぞれの処分の内容に基づき、論じるべきである。学生が受けた処分が学校秩序を維持するための、教育の目的の実現を必要とするものであり、且つまたその教育を受ける権利を侵害しないもの(例として過、戒告などの処分)であれば、学内の申立ての道を通じて救済を求める他に、なお行政争訟が提起される余地がない状態にある。一方、学生受けたものが、退

学処分またはこれに類似する処分であれば、その教育を受ける権利がすでに侵害されたので、学内の申立てを尽くした後、法により訴願及び行政訴訟を提起することが許されるべきである。行政法院1952年第6号判例（行政法院四十一年判字第六號判例）が述べた「学校と官庁とは同じものではなく、学生が学校との関係も、また国民が官庁との関係が相違にある。学校が校則に違反する学生に転学処分を命じてから、不当があった場合、ただ所管の監督機関に糾問を求めるしかない。訴願の手続により、訴願を提起しえない。」との内容は、上記の趣旨と合致していない部分が援用すべきものでない。以て憲法が保障する人民の教育を受ける権利及び裁判を受ける権利との趣旨に合うようとする。

一方、学生の退学またはこれと類似する処分にかかる争訟を受理した行政機関または裁判所は、学生の品行に対する考課、成績の評価または懲戒の方法に関する選択肢について、教師及び学校が其

の専門、および事実に対する熟知を本に行われた決定を尊重するものである。ただその判断または裁量は、違法または明らかに不当であった場合、これを取り消しまたは変更し得ることになる。併せてここで言明する。